

## 佐用町南光ひまわり祭り出店申し込み要領

- 1 申し込み期限 令和5年6月19日（月）午後5時まで
- 2 出店数 20店舗  
（申込多数の場合は、主催者の抽選により決定します。）
- 3 ブース概要 横4m×奥行2.5mを限度とし、現場の地形や安全面に留意し設置。  
※ワンタッチ式タープを使用する場合は、主催者に連絡してください。
- 4 抽選方法 募集店舗数を超えた場合の抽選及び出店区画位置については主催者による抽選にて決定します。出店区画位置の変更はできません。
- 5 申込方法
  - ・「佐用町露店出店申請書」に必要事項を記入・押印
  - ・「本人確認書類貼り付け台紙」に運転免許証の写しを添付
  - ・食品を取り扱う場合は兵庫県下の健康福祉事務所が発行する「許可証」のコピーを添付
  - ・誓約書2枚に記入・押印
  - ・持参又は郵送により、応募期間内に提出すること（FAX不可）

※6月19日（月）午後5時必着

※申請書類は、佐用町観光協会ホームページ（<http://34cho.com/>）からダウンロードしてください。または、FAX・郵送で送りますので下記へお問い合わせください。
- 6 申込・問い合わせ先  
佐用町役場商工観光課  
〒679-5380 佐用町佐用2611-1  
電話0790-82-0670 E-Mail: syokokanko@town.sayo.lg.jp
- 7 出店時間 令和5年7月30日（日）午前8時30分から午後9時まで  
（午前8時30分から午後9時00分までは、会場内に車両の乗り入れはできません。）
- 8 出店場所 佐用町社会福祉協議会前駐車場（佐用町東徳久1946）  
（主催者が指定した場所に限りませぬ。）

9 出店料 5,000円（電気料金・保険料を含む）  
※販売品目、電源の使用・不使用に関わらず、出店料は同額とします。

- 10 出店条件
- ・祭りの趣旨にそぐわない場合は、出店をお断りします。
  - ・調理販売、食品販売等では、保健所の営業許可（臨時出店届含む）が必要です。届出は各自でおこない、許可が無い場合は、出店を取りやめていただきます。
  - ・販売品目は2品目までとし、抽選後の変更は認めません。
  - ・兵庫県警の指導により、申請書と本人確認書類は所管警察署へ提出します。（警察の審査結果により、出店をお断りする場合がございます。）
  - ・出店に必要な機材、装備等は全て出店者で準備願います。
  - ・火気器具（火を使用する器具、液体・固体・気体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具）を使用する場合は、必ず**業務用消火器**を設置すること。
  - ・発動発電機の持込みは禁止します。
  - ・電源は主催者が設置します。使用できる配電設備は、出店区画ごとにコンセント1口とし、容量は500wを上限とします。
  - ・主催者が設置する配電設備は、コンセントまでです。照明器具等の機器及び機器までの配電設備は、必要に応じ出店者で準備してください。
  - ・出店者が会場において、来場者、他の出店者及びその他第三者に対し、人身の死傷または物的損害を生じた場合には、当該出店者の責任ですべて処理するものとし、主催者は何ら責任を負わないものとします。
  - ・ゴミ等の処分及び出店場所の清掃については、出店者の責任でお願いします。
  - ・テント・屋台等の設営については、十分なオモリを設置、またはしっかりと固定するなど、風対策を確実に行ってください。
  - ・出店条件等お守りいただけない場合は、出店許可を取り消す場合がございます。（当日、現地にて警察、消防署、主催者により、出店条件の確認をさせていただきます。）
  - ・前回の出店者で違反があった方は、出店を認めない場合があります。

## 食品の調理・販売にかかる事前確認及び営業許可手続きについて

食品の調理・販売には、食品衛生法による露店の営業許可が必要です。

営業許可をお持ちの方は、許可内容を確認し、不明な点は最寄りの保健所に問い合わせてください。

営業許可をお持ちでない方は、書類提出の締切日に間に合うよう、手続きを行ってください。

また、取り扱える品目は原則、販売直前に加熱調理されたものに限り、野菜、果物、肉、魚も加熱せず調理加工し提供することはできません。

ただし、一部例外もありますので、提供品目につきましては、事前に最寄りの保健所に問い合わせてください。

※ 佐用町の場合は、兵庫県健康福祉事務所（保健所）の営業許可が必要です（許可証の営業区域に佐用町を含む地域または「県下一円」と記載されているもの）。  
兵庫県外で交付されたもの及び、神戸市、姫路市、尼崎市、西宮市で交付されたものは、佐用町での営業は対象外となりますのでご注意ください。

なお、社会通念上、業と認められない範囲で食品を提供する場合または、出店が1年に1回、かつその日数が連続して3日以内で食品等を提供する場合に限り、営業許可の対象となりません。

この場合でも「臨時出店届」の手続きが必要となりますので、出店を希望される場合は、龍野福祉事務所（保健所）に相談してください。

「臨時出店届」による出店が認められる場合は、龍野健康福祉事務所（保健所）の受付印を押した臨時出店届の写しを提出していただきます。

※許可申請等に必要となる費用は、申請者で負担してください。

### 【佐用町を管轄する兵庫県健康福祉事務所】

兵庫県西播磨県民局龍野健康福祉事務所（保健所）

たつの市龍野町富永1311-3

TEL：0791-63-5145